

## 特別支援教育センター公式 X (旧 Twitter) ページ運用ポリシーについて

北海道立特別支援教育センター公式「X (旧 Twitter)」運営要領第5 第1項に基づき、次のとおり運用ポリシーを定め、X上に明示する。

### 北海道立特別支援教育センター公式X運用ポリシー

#### 第1 目 的

即時性と情報の拡散性を特徴とするXを広報・啓発に関する事業の広報媒体として活用し、特別支援教育に関する公表・公開を前提とする情報発信を行うことを目的として開設する。

#### 第2 用語の定義

Xに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) X：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるX社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ポスト：Xに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのポストに返信することをいう。
- (5) リポスト：他のユーザーのポストを引用してポストすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。

#### 第3 運用主体

北海道立特別支援教育センター公式X（以下「本X」という。）の運営主体は、北海道立特別支援教育センター（以下「特セン」という。）とし、アカウント管理、パスワード管理、ポストを行う。

2 ユーザー名は、『@pref\_tokucen』とする。

#### 第4 個人情報の取り扱いについて

本Xで取得した個人情報については、「北海道公式ウェブサイト」の「個人情報の取り扱いについて」

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/site-info/kojinjoho.html>) に準じて取り扱います。

#### 第5 ポスト内容

本Xは、次に掲げる事項をポストする。

- (1) 国及び本道における特別支援教育に関する情報
- (2) その他特セン所長が適当と認めた情報

#### 第6 リプライ、リポスト及びフォローの対象

本Xは、専ら情報発信に用いることとしている。本Xにおいて、リプライ、リポスト及びフォローを行う対象は、国や他の都府県、道及び道内市町村の所管下の機関、学校等のほか、特センの情報発信に当たり必要性が高い個人や団体が開設するアカウントとする。

#### 第7 禁止事項

リプライなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、ポストの削除等を行う場合があります。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法または反社会的な内容

- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・ 北海道若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本Xの趣旨に関係の無い内容
- ・ その他特セン所長が不適切と判断した内容

## 第8 運用留意事項

本X運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 道のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本Xのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びポスト内容については、本Xのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ポストするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 特センが策定した本X運用ポリシーは、特センWebページに掲載する。
- (6) ポストする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- (8) オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「# CCBY」を付けて投稿する。  
オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約  
([https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/opendata/hokkaido\\_od\\_kiyaku.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/opendata/hokkaido_od_kiyaku.html))を参照すること。

## 第9 本Xに対する問い合わせ

特センWebページのトップページから受け付ける。

## 第10 その他

その他、この本X運用ポリシーの実施について必要な事項は、特セン所長が別に定める。

## 附則

この運用ポリシーは、令和6年10月7日から施行する。